

○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

(平成 13 年 4 月 1 日青森県告示第 234 号)

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項及び新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号）の規定に基づき、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のとおり指定する。

なお、別図は、青森県環境生活部環境政策課、青森市役所、八戸市庁、十和田市役所、七戸町役場、六戸町役場、東北町役場、おいらせ町役場及び五戸町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

地域の類型	当てはめる地域
I	新幹線鉄道の軌道中心線から両側へそれぞれ 300 メートル以内の区域のうち別図に表示した地域
II	新幹線鉄道の軌道中心線から両側へそれぞれ 300 メートル以内の区域のうち別図に表示した地域